

平成25年 第1回 定例会

田原本町議会会議録目次

○3月6日(第3日)

開議(午前10時00分)	3-3
総括質疑(議第1号より議第23号までの23議案について)	3-3
散会(午前11時26分)	3-31

平成25年 第1回 定例会

田原本町議会会議録

平成25年3月6日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	松井敦博君	事務局長補佐	植田知孝君
--------	-------	--------	-------

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	寺田典弘君	副町長	石本孝男君
総務部長	松田明君	総務部参事	上田繁君
住民福祉部長	平井洋一君	産業建設部長	高村吉彦君
上下水道部長	取田弘之君	秘書広報課長	寺田元昭君

監査委員	楯	宏君	教育委員長	森	章浩君
教育長	片倉	照彦君	教育部長	福井	良昌君
会計管理者	小泉	義次君	選挙管理委員会 事務局長	吉田	悦治君
農業委員会 事務局長	住井	康典君			

平成25年田原本町議会第1回定例会議事日程

3月6日（水曜日）

○開 議（午前10時）

○総括質疑（議第1号より議第23号までの23議案について）

○散 会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

- 議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。
- 日程に入ります。

総括質疑（議第1号より議第23号までの23議案について）

- 議長（松本宗弘君） 今期定例会に一括上程いたしました議第1号、平成25年度田原本町一般会計予算より、議第23号、天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更についてまでの23議案につきましては、去る4日に行われました町長の提案理由の説明に対し、総括質疑を許します。

質疑ありませんか。10番、植田昌孝議員。

- 10番（植田昌孝君） それでは今期定例会に上程されました予算の関係でございます。早速質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、学童保育についてであります。

お聞きさせていただきましたところによりますと、平野学童保育の増設が2部屋増設ということでお聞きをしておりますが、定員は何人になるのか、そしてまた待機者は何人ぐらいおられるのか、それからほかの学童保育所の現状はどうかをお聞きしたいと思います。

- 議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

- 住民福祉部長（平井洋一君） お答えいたします。平野学童保育の増室について現状でございますけれども、現在、平成25年度の申し込みは児童数は62名となっております。今年度、平成24年度の4月の申し込みは51名でございました。さらに11名増ということになってございます。定員が45名の保育室では待機児童が出ることから、教育委員会及び学校のご協力をいただきまして、現在の保育室の隣の余裕教室をお借りいたしまして、4月から保育できるよう準備を進めているところでございます。また今後の平野学童の増でございますけれども、微増という形の中で推移をしていくと予測をしているところでございまして、増室が必要ということで判断したわけでございます。

その他の学童についてでございますけれども、今現在の申し込みの中で田原本学童が若干名定員を超過しているというのが現状でございます。ほかの学童につきましては今余裕がございます。できるだけ学童、待機児童等を出さないように指定管理者と協議をしながら創意工夫をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） ありがとうございます。

学童につきましては、それぞれ厚生労働省のほうの職員の配置とか居室等の床面積で定員が決められているようでございます。2部屋増設ということだったので、ちょっと今聞き逃したのかもわかりませんが、2部屋増設して定員が何名増えるかと今おっしゃいましたですかね。もう1回すみません。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 今現在は1部屋で、定員は45名でございます。それを1部屋増設いたしまして、定員が一応80名という形の中で進めてまいりたいと考えております。基準といたしましては1人当たり1.65平方メートルという基準がございますが、今丸々見ておまして45平方メートルなんですけど、ちょっと余裕を見て一応定員80名ということで。今年度の申し込みが62名という形になってございますので、そういう形の中では、まだ十分余裕がある2部屋でやっていくということでございます。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） はい、すみません。ありがとうございます。

それでは次に行かせていただきます。学校地域パートナーシップ事業というのが、お聞きいたしましたら昨年から取り組んでいただいております。学校、地域連携事業をさらに発展するというようなことではありますが、具体的な取り組みをお示しいただきたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） 平成23年、平成24年におきまして、学校・地域連携事業という学校の要請に応じてボランティアを派遣する事業を行ってまいりました。平成25年度から行います学校・地域パートナーシップ事業は、学校の校務分掌に

コミュニティ部を設け、教職員と保護者、地域の代表によるコミュニティ協議会を学校ごとに設置し、熟議を重ね、子どもの課題解決に取り組む事業でございます。

国、県、町が3分の1ずつの負担となった事業でございます。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） 具体的にどんな内容を協議されるのか。それと例えば1カ月に1回なのか、年何回なのか、そういう回数も決められているのか、メンバーの方がどんな方なのか、わかる範囲で結構ですのでお知らせいただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） 現在今行っております地域、学校、さまざまな分野でボランティアの方々に支援をしていただいている取り組みで、本町におきましては一応個人で157名の登録、団体で8団体の登録を受けて、絵本の読み聞かせや家庭科の実習助手、学習支援や除草剪定などの環境整備、登下校の見守り隊等の安全支援を行っていただいている形を継承した中で、発展型に新たにつくるものでございまして、今まで事務局を生涯教育課で行ってございましたことには変わりございませんが、地域のコーディネーターとして社会教育委員の方々の活動を願い、学校とボランティア、それと町とを調整して支援をいただいていた事業でございますが、今後学校が中心となった形で保護者と地域が連携した中で取り組んでいくということで、先ほどおっしゃいました協議会のメンバー等まだ決まっておりません。主にどのような取り組みをするのかは保護者、地域の住民とか意見を反映した中で取り組んでいくという形になっておりますので、今後その形をつくっていきたいと考えております。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） 何回ぐらい予定されているとかあるんですか。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） その回数もまだちょっと決まっておりませんので、規則等今後つくってやっていきます。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） ありがとうございます。

それでは、続いて新生児の全戸訪問されて、児童虐待の現状について状況を説明

いただきたいと思います。昨年からでしたでしょうか、されていると聞いておるんですけれども、今年度はどのように対策、対応があるのかお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 児童虐待につながるおそれのある家庭を早期発見するため、新生児全戸訪問を計画されているが具体的にということでございますけれども。現在も新生児訪問、いわゆるこんにちは赤ちゃん事業は実施しております。訪問につきましては第1子のみであり、第2子目以降につきましては、問題のあるところにつきましては訪問させていただきますけれども、電話での相談や養育状況の確認をしているところでございます。今回これをすべての乳児に対しまして、新生児に対しまして訪問を計画しているところでございます。助産師によります全戸訪問を実施することによりまして、母親の育児不安や産後うつなどの相談または助言を行うとともに、乳児の養育の状況を把握して、児童虐待につながるおそれのある家庭につきましては、適切にフォローできるよう養育支援訪問事業につなげるでありますとか、また要保護児童対策協議会等と連携を図りながら指導をしていくというような形で考えてございます。

それから児童虐待の現状と昨年の件数ということでございます。

これにつきましては、新規及び継続という形の中で平成23年度は75件ございました。そして平成25年の2月現在では、162件ということになってございます。その具体的な対策といたしましては、通告があった家庭に対しまして職員が48時間以内を目視による児童の安全を確認しております。場合によっては中央家庭相談センター、児相ですね、と連携をしまして児童の安全を確保するために、場合によっては一時保護の措置をとることもございます。継続的な支援を実施している家庭に対しましては、磯城郡要保護児童対策地域協議会というのをつくっているわけでございますけれども、その中で進行管理でありますとか、またケース会議を開催をいたしまして、関係機関と連携を図りながら継続的な支援というものを行っているところでございます。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） はい、ありがとうございました。児童虐待は一般質問からも以前出てましたし、大変な社会問題になっておりますので取り組みのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、学校教育についてであります。

英語教育が必修化になったと聞いております、小学校5年生と6年生でしたか。平成18年ぐらいに教育基本法が改正された経緯があつて、平成20年の3月から学習指導要領が改定されて、小学校の第5、6学年に週1こまの外国語活動を導入するということになっていると聞いております。それがされているのですけれども、その状況についてちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） これにつきましては、従来より外国語活動は幼、小、中学校におきまして中学校が重点でございますが、実施していたところでございますが、平成24年度に小学校学習指導要領が改定され、小学校5、6年生の外国語活動が週1時間、年間35時間となりました。外国語活動における子どもたちが外国語に親しむことを目的として、聞くこと、話すことを中心にコミュニケーション能力の向上を図るため、民間活力の導入による英語を母国語とするアメリカ人2名を外国語指導助手として配置し、実施しております。また各学校では、外国人指導助手を有効に活用し、児童生徒の学習はもとより、どの先生が高学年を担当しても外国語活動を十分に指導できる力量を高めるための教員研修もあわせて実施しております。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） そしたら小学校5年生、6年生は、いわゆるALTと云うんですか、外国人の方が英語を教えておられるというのが今現状ですか。それとも、小学校の先生も英語を教えておられるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） あくまでも担任が指導するというところで、小学校5、6年生の担任の先生が指導を行っているものでございまして、外国の先生については、あくまでも指導助手という形で入っていただいているという形でございます。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） 先日テレビですけど、DVDをちょっとある人からいただいて。昨年に中学校の英語の弁論大会があったそうです。その弁論大会で大阪の中学3年生の子が優勝したそうですけども、その記事がちょっと載ってまして。

私はそのビデオを見ていまして、中学生がすごい上手に英語で話しをされていまして、本当に頼もしいなというような感じを受けました。いろいろ話を聞いておりますと、全国で大体300人ぐらいが応募されて、決勝、予選を勝ち抜いた27人が東京のホールで決勝大会をされて「高円宮杯」というそうですけども、全日本の中学校の英語の弁論大会という何か読売新聞などが主催されて毎年やっておられるそうです。去年で64回になったそうです。だから64年前からそのようなことがされているそうです。

私がちょっと思ったのは、英語を、小学校もそうですけども、彼は塾に1回も行ったことがなくて、英語を始めたのは中学1年生からだそうです。一度も塾に行かないで、英語は毎日終わってから学校の先生に教えていただいていたそうです。何も塾に行ったりしなくても、それだけのことができるんだなということで、非常に感銘を受けたんですけど。小学校の英語の先生なり、中学校の英語の先生の能力が、子どもの英語の能力よりも先生の英語の能力のほうが低いというようなイメージを受けましたし、そのようなこともおっしゃってました。だから小学校の担任の先生は英語を教えたことのない先生が英語を教えていると、そのためにALTの助手の方がついておられると思うんですけど。そういったことで、そんなトラブルとかそういう苦労がないのかなというようなことが少し心配だったので、今回ちょっと聞いてみたんです。

教育基本法が変わって、そういうふうになってきたと思うんですけど、就職をする際にも企業の公用語が英語になっているというような企業が増えてきておりますし、子どもたちにも国際的な観点から、この開かれた高円宮杯は「違う文化や違う国で時間を過ごしてほしい」「世界中につながっていくためにお互いの文化を理解することが大事」「世界に通用する人間になってほしい」ということで、この弁論大会が開かれているようです。だからそういう意味でも、これから英語教育については十分な注意を払っていただけて取り組んでいただきたいと思います。これは自分自身の意見ということになってしまいますけども、よろしくお願ひしたいと思

います。

ちょっと気になってたのは、先ほど申し上げましたように、英語を教えてない小学校の先生が悪戦苦闘しながら、子どもたちに英語を教えている姿が前にテレビで写ってたので、それなりの研修は受けられていると先ほどおっしゃってましたけども、現状はどうなのかということを最後にちょっとお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） 研修はALTを派遣した先生方で、一応学校の先生方に全部来ていただいて、研修等も夏休み、冬休み等実施しております。また、これは労働者派遣法の絡みもございますことから、一応2人の先生が担任と入って同時に教えられないという面がありますので、どちらかが交互に教えているという状況の中で、こちらの生の英語を聞いていただくというのが主でございますことから、一応ALTが主体になっている状況もあり得るということで解釈しております。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） はい、ありがとうございます。

それでは次に移ります。特別支援教育支援員の各学校の配置状況についてお聞きしたいんですけども。

ちょっと調べておりましたら奈良県では、ちょっとデータは古いんですけど、平成20年では県内の公立小中学校が324校、今ちょっと減っているのか増えているのかわかりませんが。それで支援員の方が264人おられるということで、いろいろ財政措置が国からあるようでございまして、平成20年度の措置額が360億円で支援員が3万人相当ということで、全公立の小中学校におおよそ1人の支援教育支援員を配置できる規模の財政措置が行われていると聞いております。そのことについて今の状況はどのようになっているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） いじめや不登校及び情緒が不安定での問題行動対策として、現在小学校ではいじめ不登校対策・特別支援教育支援員を各校に1名、各校を巡回する学校支援員2名の配置を行っております。中学校ではいじめ不登校対策支

援員を両中学校で1名、それと特別支援教育支援員を各校に1名配置しております。年々特別な支援を必要とする児童生徒が増え、学級担任が1人で指導することが困難になってきております。文部科学省によりますと、いわゆるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等、通常学級に在籍して特別な支援が必要だと思われる率が6.3%であると発表されております。

これらの児童生徒をサポートするために、各学校へ支援員を配置しております。支援の状況は個人差がありますが、支援の必要性の高い児童生徒の在籍するクラスに支援員が入り込み、その児童生徒の近くでサポートして、授業をする教員と連携して個別に指導することで効果が上がっております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） はい、ありがとうございます。

何かもうひとつよくわからないんですけども。障がいと申しますか、学習支援が必要な生徒、児童に対する安全確保という意味で、これがなされていると聞いておりますので、引き続きよろしくお聞きしたいと思っております。

ちょっと次に行かせていただきます。提案理由の中でスポーツを楽しむ環境についてということで、具体的な何か整備をされる予定があるのかをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） スポーツレクリエーション活動でございますが、住民の健康増進や体力向上を目指すために、学校を含めた体育施設の充実を図っております。今年度におきましては、テニスコートの全面改修、中央体育館改修工事として、つり天井の落下防止工事、トイレの改修工事などの整備を行いました。健民運動場のグラウンドの整備や土入れ、各種管理点検など、利用者が安全にスポーツを楽しんでいただけるよう環境整備に取り組んでいるところでございます。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） 中学校の第一体育館と言うんですかね、前にあるところ。あそこは解体されるというようなことを聞いておるんですけど、何か予定をされていることがあるんでしょうか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） 一応平成24年度末で第一体育館は中止させていただきます。今後の利用につきましては、今庁舎内で検討を重ねておりますので、今のところお答えすることは、ちょっと差し控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） わかりました。町民の生活向上に役立ってくれるようなところにさせていただきたいと思っております。

それから最後に地域公民館のLED化についてということですが、町役場はLED化を進めるということ聞いておりますけども、地域公民館の補助金についてなんですけども、ちょっとお聞きしたいんです。防犯灯なんかは電気代ということもありますし、原発の関係で電気をあまり使わないように、環境にやさしいということもありますし、その方向で進めていただいていると思うんですけども。田原本町には公民館がたくさんあると思うんですけども、その公民館についても電灯、電気のことをLED化したらどうかと思うんですけど。そのことについて補助対象になっていないように聞いておるんですけども、その辺についてどのようなお考えなのかをお聞きしたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） 地域公民館のLED化についてでございますが、現在地域公民館の新改築及び修繕工事につきましては、地域公民館等建築補助金交付要綱に基づき、実際に要した費用の3分の1以内で、新改築につきましては825万円を、修繕工事につきましては200万円を限度として交付させていただいているところでございます。なお、修繕につきましては、「ただし、10万円未満の軽微な修繕は除く」ということでさせていただいているところでございます。照明器具につきましても同様に考えております。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） すみません。そしたら一応、例えば公民館の電気が10万円以上つく場合は、それなりの3分の1以内の補助ができるということですか。ちょっと確認のためにお聞きしたいんですけど。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） 照明器具として使用不能となり、新たに設置する場合を補助対象に考えております。

○10番（植田昌孝君） はい、結構です。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは50分の時間制限で行かせていただきますので、よろしくをお願いします。

なかなか補正予算等精査できてませんので、簡単な質問になると思います。期待していただいている職員の皆さんには申しわけないですけども、50分間しゃべらせていただきたいと思いますのでお願いします。

まず、町長の提案理由の一番最初は土地開発基金を廃止というのが一番ありますので、それから聞かせていただきたいなと思います。ずっと教育部長がしゃべっておられましたので、ほかの方が退屈されていると思いますので。

それでは、なぜ今回土地開発基金を廃止して一般会計に入れるかということ、これは総務部長になりますのかな、総務部長の思惑と、それを今まで使える権限を持っておられながら総務部長に召し上げられるという高村部長の見解をお伺いしたいと思いますのでお願いします。

○議長（松本宗弘君） 先に総務部長でいいですね。（「はい」と吉田議員呼ぶ）
総務部長。

○総務部長（松田 明君） お答えいたします。今回、田原本町土地開発基金条例の廃止につきましては、地価の高騰時に迅速かつ計画的に公共用地等の先行取得することを目的に平成3年12月に施行されたものでございますが、現下の経済状況においては土地開発基金を用いて取得した実績はございません。しかし、当該基金設置の必要性が希薄となったことから、今年度末をもちまして条例を廃止し、基金に属する現金を財政調整基金に積み立てて有効に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 基金のことでございますけど、これにつきましては、

開発公社では平成11年に使用いたしましたのが最終でございました。それ以降、公社といたしましては、金融機関との交渉におきまして、できる限り有利な条件で融資が受けられるよう努力に努めておりまして、ここ十数年来開発基金からの借入れは行っておりませんので、今回こういうことになりました。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今の話では、高村部長は平成11年から使っていないよと、だからもう使わないから松田部長に言われたら返しましょうかという話になったという話ですね。

でもね、土地開発公社が動いてないわけではないわけですよ。例えば平成25年度は、唐古・鍵の駐車場用地として2億5,100万円を買い、土地開発公社の予算に上げておられますよね。そうしたら2億5,100万円というお金が要るわけです。基金は2億8,900万円でしたかね。基金はそれ以上に持っているわけですよ。例えば市中金融機関からお金を借りるとなったら、金利がかかるわけですよ。そして買い上げの値段プラス金利、そして町が買い上げるまでの期間の金利ということが町の財政負担となるわけですよ。それをせずに、この基金を取り崩して、そして土地を買い上げるとなると金利はかからないんですよ。やっぱり田原本町の財政負担が結果的に少ないほうがいいわけでしょう。無理矢理値切ってるんじゃないで、制度として、この基金を使って買い上げたら金利負担はしなくてもいいという状況が今あるわけですよ。しかも、平成25年度にその予定をされているわけですよ。その点では、なぜ今ごろこれを一般会計に入れるんだと。平成11年から使っていないというだけなので、あるものを活用するという点からしますと、この基金を活用して平成25年度は唐古・鍵公有化事業の駐車場用地として土地を買い上げるんだから、それを買ったらどうかと思うんですよ。そこがちょっと理解できないですね。なぜそんなことになるのか。わざわざ金利を払うと、町民の皆さん、私たちは金利を払うために基金は一般会計へ入れて、土地開発公社で市中の金融機関からわざわざ金利を払って買い上げますよということを宣言されてますね、これ。なぜそうなるのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） お答えいたします。先ほど高村部長のほうからも答弁ございましたように、ここ十数年前から基金の貸し付けは行っておりません。当該公社におきましても、金融機関との交渉ができる限り有利な条件で融資を受けられるように努めていきたいと考えておりますので、今回につきましては基金を廃止させていただいた状況でございます。（「それは答弁になってない。なぜわざわざ金融機関に借りるのかと聞いているんです」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） 私のちょっと答弁不足で申しわけないんですけども、本町といたしましては、金融機関とも交渉を行いまして有利な条件で受けられるように努力していきたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

（「いやいや、なぜわざわざ金融機関に借りないといけないのかと聞いているんです」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 今言われましたよ。「有利な形でご理解お願いします」と言われたから、理解するかしないか。「ご理解お願いします」と言われたから。（「答弁になってないじゃないですか。ちょっとそしたら聞きますよ」と吉田議員呼ぶ）

これはもう3回目だから、ちょっとゆっくりと、しっかりまとめて言って。しっかりまとめて答えてもらうから。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それはもうどっちみち、これは総括ですので、これで決まるわけじゃないですし。総務文教常任委員会のほうで、また引き続き議論されると思いますからね、それはよろしいですけども。

要するに、高村部長に聞きたいですよ。高村部長、3月でやめるからいいんじゃないで、退職するからいいんじゃないで、4月からもやっぱりそれなりの、これだけ準備しておいたよと、駐車場を買うに当たっては金利なしで買えるよということを残して行かれたらいいんじゃないですか。それとも、もうあとはいいいよと、少々金利を払っても、皆さんの税金を使ってもらってもいいよという思いでおられるのかということだけ、最後確認したいと思いますので、どっちですか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 申しわけございません。退職するというのでいい加減なことをやっているわけじゃございません。それだけはお答え申し上げたいと

思います。

先ほど私のほうから言いましたように、平成11年から一応使っておりませんが、十分財政当局とも議論いたしまして、今回使っていないものにつきましては、やっぱりきっちりと財政当局のほうへ積み上げていただきまして、そちらのほうできちっと対応して使っていただいたほうが有効的に町全体として使えるのと違うかなということで、今回廃止をするということでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） これは質問じゃないですから、あれですけども。土地開発公社というところは町と違うわけですよ。土地開発公社がお金を使うときは町が折衝するわけじゃないんですよ、実際は町かわかりませんが。形上は土地開発公社が金融機関と折衝するわけですよ。その点はよく心得て決められたらいいと思いますので、これ以上は聞きませんが。あとは総務文教常任委員会にお任せしますが、よろしくをお願いします。

せっかく高村部長が答弁していただきましたので、高村部長の所管であります産業建設部のことで聞かせていただきます。

これはちょっと私も全然中身とらえてないんですけども、今回の補正予算では農業基盤対策事業と、それから道路補修工事事業と、道路新設改良工事と、またその中では測量設計業務とかいうことがたくさん並んでます。これを見ただけではちょっとわからないし、町長の提案理由もこういうことをするというので中身は書いてないんですね。中身は書いてないんで、どこをどうするんだと、どういう事業をするんだということが見えてこないんで、わかるように説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） それではお答えをいたします。農業基盤対策事業の中身とはということでございます。

第5款農林水産業費、第7目農業基盤対策事業費ということでございます。これにつきましては、国の緊急経済対策により補助金を受けることができることから、平成25年度予算の前倒しを行うため、農業予算に対しまして補正予算を計上させていただきました。

13節測量設計業務委託料につきましては、八尾井堰の自動ゲート化に対する設計、100万円でございます。

農業基盤整備事業の設計委託につきましては、平野取水ゲートほか6基の設計委託業務でございます。6基と言いますのは、平野取水ゲート3基、大安寺取水ゲート、十六面取水ゲート、秦楽寺取水ゲート修理、矢部取水ゲート修理2基、満田取水ゲートの電動化、法貴寺ファブリーダムの修理等がその関係でございます。

次に15節でございます。農業基盤整備工事費委託設計に基づきましての工事費用でございます。先ほどご説明いたしました平野取水ゲート他の6基の工事費でございます。

次に19節でございます。県営事業負担金、倉橋ため池ストックマネジメントに対する負担金でございます。

続きまして、道路補修工事の中身とはということでございます。

第7款土木費、第2目道路維持費、15節工事請負費でございます。これにつきましては、道路補修工事につきましては田原本町の基幹となる道路についての傷みが激しく順次補修を計画してまいりましたが、国の緊急経済対策により補助金を受けられることから、阪手千代線他5路線の舗装工事を行う計画でございます。これにつきましては、阪手千代線、八田9号線、阪手東井上線、金沢法貴寺線、大安寺唐古線、八条バイパス線ということで計画をしております。

次に、道路新設改良工事の中身はということでございます。

15節工事請負費、同じく国の緊急経済対策により補助金を受けられることから、既に設計を終えている西竹田満田線、延長330メートルの道路改良工事を計画しております。

最後でございますけども、道路新設改良工事費の測量設計業務の中身はということでございます。

13節委託料でございます。今回新しく市街化区域に編入された地域内にある既存道路の交差点を含んだ実施計画を行う計画をしております。具体的には、町道十六面黒田線、宮古23号線ということでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君）　ちょっとわかりにくかったんで確認ですけども、金剛寺のゲートは今言われた中ではどこに入っているのか、もう1回確認したいのが1つと。

それとですね、道路新設改良工事は西竹田満田線ということで、田原本町が12月議会では道路に関する条例を決められて、改良していくということだと思うんですけども。なぜここを改良するということになったのかと、どういう手順で改良するという事業を進めて行かれたのかとともに、基準がどういうふうになって、今回はなぜここになったかというところを聞かせていただきたい。

それとあとですね、十六面黒田線とおっしゃいましたね。要するに準工業地域に編入されたところで、信号から北へ向いて生協のほうへ向く道路ですね、それと途中から東へ折れる道路、この道路を測量設計すると。どういう道路にしたらいいかをするということだと思うんですね。これは、なぜこれが入るのかなというのがわからないんですけども。

特に今準工業地域だった地域、今測量しようという道路に隣接しているところは、大手スーパーが来ると、それから業者が来るということが大体町にも相談が入っているんだと思うんですね。その点では警察とも協議をしながら、その進入路はどうする、出口はどうする、そういう全体のことが決まって初めてどういう道をつくるかということが出てくると思うんですね。その点では、ここだけを取り上げて田原本町だけが単独で判断して設計業務でしたとしても、それから以降、業者さんと警察とも入って、「いや、こういう道路のほうがいいよ」ということになってきたら、全然違うことになってくる。その点では今回の設計測量業務が、その業者さんの意向も警察の意向もくんだ中でのするのか、それとも町だけが勝手にするのか、ここを教えてください。

○議長（松本宗弘君）　産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君）　第1点目の金剛寺の井堰の件でございますけども、これにつきましては、第5款農林水産業費、第1項農業費、第9目水利施設整理事業費の中にございます。これにつきましては金剛寺井堰の費用をそこで見えております。（「これ、3,000万円に入っているの」と吉田議員呼ぶ）

そういうことです、はい。（「ここに入っているの」と吉田議員呼ぶ）

はい。それと次の西竹田満田線でございます。これにつきましても、道路という

のは1本計画しましたら初めから最後までということではございます。実は一昨年、西竹田満田線の一部の計画をやらせていただきまして、次やって、今度ずっと最後まで行くという計画で1本のラインでもっておりますので、次の補助の段階として続けてやっていきたいということでございます。

それと十六面黒田線の準工のところでございますけども、これにつきましては先般来、準工といたしまして、もともと計画しております。そこで実質的に概略設計をやりまして、次にどこをするかということでございます。そのことにつきましては、やっぱり一番そこがメインと順序をつけまして、町として考えて整備をしたいと。あくまでも準工ということでございますので、他から工場等が進出してまいりましたら、そこが一番重点的になるということの考え方で、現在そこを優先的にやらせていただくということでございます。

以上でございます。

- 議長（松本宗弘君） 吉田議員、もうあと1回しかないからね。町が単独で決めたわけですか。その進入路とか、それを。それを言って。
- 産業建設部長（高村吉彦君） はい。もともと概略設計を出しておりますので、それにつきまして、町が順番をつけましてやらせていただくということでございます。
- 議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。
- 9番（吉田容工君） 高村部長、答弁きょうはね、なかなかさえているんですよ。本当に頑張っておられると思いますけども。ただ、私が聞きたいことに対しては答えていただけてないのが、ちょっと寂しいところなんです。

要するに西竹田満田線といたら、長いですよ。私はちょっとわかりませんが、満田から行って少し北へ上ってから西へ曲がると。西へ曲がってから今度北へ行くと。佐味へ抜けるところも同じ西竹田満田線、佐味へ到着までになるんですよ。違いますかな。西へそのまま行く分と北へ上がる分と両方ともなっているのか、ちょっと私はわからないんですけども。線としたらそうなる。ですから、また北へ行く部分を平野小学校を越えたぐらいまでは、かなりの距離があるんですよ。

今の話からしますと、これから今年度はしましたよと。平成25年度は平成24年度の補正でこれをしますよと。その次は平野小学校の手前までどんどんやる予定

なんですかというところが1つと。

やっぱりね、十六面黒田線はやはりこれからの土地の利用形態も含めた上で、これは実際には補正予算ですけれども、平成25年度にそういう設計をされると思いますので、言ってみれば、そこを使う業者がもう発掘調査も終わってまして、来ることが決まっているだろうと。地元の人とも土地の貸借契約をされてますからね、決まっているだろうと思いますので、その開発の中の全体の中でこの道路をどうするかと。その中で、町は住民の皆さんの利便性とか、それから安全性も含めて、町の意見としてはそこに加えていくという形が優れているんじゃないかなと思うんですね。だから今の時点としては、あまり町単独でやるようなことをおっしゃってまずけどね、やはりこれは平成25年にそのスーパーがオープンするという予定をされているんだったら、平成25年度は実際に合った形のお金の使い方をされたらいいと思いますけれども。その点はそういう意向も少しは考慮されているのかどうか、そこをちょっと教えてください。2つだけ聞きました。2つ。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 西竹田満田線でございますけれども、満田地区の道路改良計画を現在これは330メートル、先ほども言いましたように計画しております。できましたら財政が許す限り続けてやっていくべきという、私どもでは解釈しております。

次に、先ほどおっしゃいました十六面の黒田のところでございますけれども、これにつきましては、あくまでも当初計画といたしまして計画しておりますので、やっぱり準工といたしましたら、企業誘致が必要でございます。そのためにはどうしたらいいかということをやっぱり考えまして、道路の拡張ないし、その辺の整備をしていくのが本来ではないかということで現在考えさせていただいて、先ほど言いましたように第一に順位をつけまして、やっぱり一番ここが大事と違うかということで、国の補助をもらいましてやっていくということでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） なかなかね、よくわかっていただいていると思っているんですよ。ただ、早急に「議員さんのおっしゃるとおり」と言わないから、そういう答

弁をされていると私は理解させていただきます。

あと次に上げさせていただいている一般会計補正予算では、教育の関係で耐震改修工事というのが上げられています。北小学校と田原本中学校でしたかね、その点では一応もう実施設計は終わっていると思いますので、この工事が終わったら耐震指数というのがあると思います。それが幾らから幾らになるかというのをちょっと教えていただけますか。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） 北小学校南館校舎は耐震指数（I s）でございますが、0.48から0.76になります。

それと平成26年度に南小学校北館校舎、平成27年度に東小学校南館校舎の耐震化改修工事を実施する計画であります。中学校では来年度実施します田原本中学校北館校舎は耐震指数が0.46から0.75になります。平成26年度は北中学校北館校舎の耐震化改修工事を実施する計画で、平成27年度で各小中学校の耐震改修が終了する予定でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっといじわるな質問をしてすみません。耐震指数は南北の方向への指数と東西の方向への指数とありますよね。ですから今発表していただいたのは東西かなと、横長かなと思うんです。もう一つ、南北のほうが数字がありましたら示してください。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） 今現在資料をちょっと持ち合わせておりませんので。

○議長（松本宗弘君） よく知ってますね。全体かなと思うけど、あれですね。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そしたら次へ行きます。議第10号、平成24年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

いつもこの時期になると下水道会計がわからなくなってしまいまして、公共下水道事業が8,100万円減って、特定環境保全公共下水道事業が2,100万円増えるということだと思いますけども。これがね、中身がちょっとわからないんですね。結果的に、この補正をしてどこの下水道をするのかということ。それともう1

つ、ちょっと追加で聞かせていただきたいんですけども、下水道長寿命化対策業務費というのが256万4,000円削られているんですね。なぜこれが削られているのかと。平成25年度に、また1,500万円と上がるんですね。なぜ平成24年度予算があつて、これが削られるのかがわからないので、この2つをお願いします。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） 今回補正でどこを施工するのかということですが、特定環境保全では、田原本インターチェンジ付近、宮古、十六面、西竹田地区でございます。長寿命化の話をおっしゃってましたですかね。（「そう予算に上げていただいています」と吉田議員呼ぶ）

その辺はちょっと私、持ち合わせておらないので、あれでしたら、また予算審査特別委員会のほうでご審議いただきまして答弁させていただきます。

あと、先ほどの補正のもう1つ、公共につきましては鍵、法貴寺の予定をしております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ということは、一応公共下水道事業は、予算的にはマイナスになっているけども、この今の時期にいろんな元気の出る交付金とか使って、鍵とか法貴寺の工事を予定してますよと。特環のほうは田原本インターチェンジ付近、十六面、西竹田を予定してますよということですね。

ちょっと教えてほしいんですけどね、これちょっとまた細かい話で申しわけないんですけども。この前、西竹田に特養ができましたよね。特養の北の端までがこの前まで下水が来ていると。それを北へ延ばすというのがここに入っているんですか。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） それは今年度、県道付近まで実施しておりますので、この中には入ってございません。（「あっ、もう終わってますのか。はい、わかりました」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは議第12号、田原本町消防団条例について聞かせてもらいます。

一応消防団が山辺広域行政事務組合から田原本町に移管されたということが12月議会で決まりましたので、それでこういう条例が出てきたんだろと思うんです。この消防団の管理の仕方が特別に変わるのかということ。一番聞きたいのはね、今まで「田原本消防団」という名前だったんですね。ですから消防車にも「田原本消防団第7分団」とかいう形、旗にもそういう形の「田原本消防団」という形で書いてあると思うんですね。私、磯城消防署の署長さんに「田原本消防団はなぜですか」と聞いたら「山辺で管理しているから町が入ってないんです」という話をされてたんで、そうだと思っているんですけども。入ってないでよろしいですよ。

それで今後名前が「田原本町消防団」と入ったんですね。「町」が入ったら、それを貼ってあるところを皆変えないといけないんじゃないかと心配しているわけですよ。そこはどうされるのかなと。この条例は、まだできてませんからね、「田原本消防団」という名前にしたら、それで済みますけども、これが「田原本町消防団」という名前に変えたら、いろんなものを全部「田原本町消防団」に変えないといけないんじゃないかと心配しているわけですよ。

それともう1つ、これは簡単な話なんです。団員の募集は、今は定員いっぱいおられるという話ですけど、欠けた場合は町がされるのかどうか。この2点をお伺いしたいんです。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） はい、お答えいたします。

消防団条例でございますけども、これまでの管理と違うのかというご質問でございますけども、山辺広域行政事務組合の消防本部で事務処理をしていただいたものが田原本町で処理することになりますので、事業として、内容としてはすべて何も変わることはございません。

ただ、議員お述べのとおり、救急車はまた別の話になりますけど、消防団活動につきましても田原本町がやりますけども、消防車の名称も一応すべて「田原本町消防団第1分団」とかいう形で「町」がつきますので、すべて変える予定でございます。

そして団員の募集はどうするのかという話ですけども、このことにつきましては、今までどおり田原本町の消防団の団長以下90名おられますけれども、交代がある

場合につきましては、各分団のほうで人数を把握をしていただき、新規のもし募集があれば分団のほうでお願いするということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 「田原本町消防団」にこだわる必要がなぜあるのかなど。今までと変わらないんだったら、「田原本消防団」という名前はそのままがいいんじゃないかと。わざわざコストをかけるわけでしょう、名前を変えるということになったらね。だからそんな必要が今それ「町消防団」というふうに変えたら、モチベーションが上がって、これまで以上に頑張っていただけというんだったらあれですけども。今までも一生懸命頑張っておられますし、特に変わることはないと思うんですよね。税金を使うだけだなという思いをしておりますんですけども、その点は本当にしないといけないんですか、それは。教えてください。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） 条例で定めさせていただきたいと思っておりますので、山辺広域行政事務組合からこちらのほうに、田原本町のほうに移管になりますので、一応名称といたしましては「田原本町消防団」という形で考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 実態は変わらないのだから、よろしいですよ。税金は使わなくていいんじゃないですか。ちょっと本当にそれを検討していただきたいと、私からはお願いしておきます。

あとですね、ちょっと細かい話で私もわからないんですけども、議第13号を見てましたら、最後のところが非常にややこしいですよ。いろんな「消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し」、こんなんばかり出てきますので、よろしいんですけども。

この中でね、これはちょっと私は知識として持ってないので教えてほしいんです。第3条にですね、この消防や救急や水防に絡んで、障がいを負った方が障害年金を受け取ると、あるいは亡くなられた方のご家族が遺族年金を受け取るということになるということですね。そのときは「権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さ

えることはできない。」と書いてあって、そのあと、ただし書きとして「傷病補償年金又は年金による障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。」と、ちょっとこれはどんな制度なのか教えてください。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） お答えいたします。この制度につきましては、団員の方もしくは従事されている方が障がいを受けられて、そのものに対しまして、今おっしゃいました株式会社日本政策金融公庫と沖縄振興開発金融公庫の公社から担保とすることができまして、お金を借りることができるということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そういう制度があるということですか。それは妨げないと。ただ、生活に支障が出ない程度で制度がなっていると思いますのでね、あれですけども。

ちょっとこの条例の中に、どこかに町長がね、これは5ページの第7条第2項です。ね、けがを負った消防団員さんとかが治療を受けるというところは、「町長がその同意を得てあらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において」ということで条例があるんですね。これはちょっと私の知識があまりないんで聞かせていただきますけども、どういうところの範囲までの医療機関を指定されるのか、ちょっと教えてください。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） お答えいたします。このことにつきましては、町長が医療機関や薬局を指定することになっているがということでございますけども、別段町長が指定しなければならないものではありません。指定を受けていない医療機関等や薬局も利用することができる、私は解釈しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、わざわざその医療機関や薬局の同意を得て指定すると書いてますよね。しなくていいなら、こんな規定は要らないんじゃないですか。

わざわざ入れたわけでしょう、部長ね。だからなぜこれを入れたんですか。

私は何を心配しているかと言ったら、今、東日本大震災で派遣したでしょう。その場合は、まだ町に所管しなかったから山辺から多く派遣されたんですけども、言ったら全国どこへ行くかわからないという状況に今あるわけですよ。そのときにこういうことで縛ってたら、これはちょっと心配だということで質問しているんです。その点では書いてあるけども、しなくてもいいということですか。そこをちょっと。ただ、外すこともないのかな。なぜ載せてあるのかなというところを教えてください。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） お答えいたします。この条例につきましては、全国全部一緒でございます。どこも全国同じ条例でございます。ただ、中には書いておりますけども、本町といたしましては指定をしなければならない。先ほど申し上げましたようにありませんので、薬局、医療機関でも利用できると解釈しております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） なかなか近隣市町村から全国のところへ飛びましたんで、よろしく申し上げます。

次に、議第16号、田原本町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例ですね。

これは12月議会に道路管理が出たように、それと同じことで地方分権の関係が出てきていると思います。読んでもはっきりわからないんです、私もね。わからないんですけども、いろんな「計画高水流量」とかあってですね、何のことかわからないんですけども、気になることがあったんで聞かせていただきます。

第55条に「河川管理施設等が、これに係る工事の着手があった後における計画高水流量、計画横断形、計画高水位の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。」ということは、いろんないきさつで基準が厳しくなったと。でも、着手している分については、それは適用しないということを書いてあると思うんですね。それはそうかなと思うんですけども。これで本当に水害等の危険に対応できるのかというところが

心配になるわけですね。やっぱりそういう災害に対する基準が高くなったということは、そのときに工事をとめてでも新たな基準でもう1回やりなさいよという強い指導をして、それは業者さんの苦にならないようにも配慮は要と思いますけど、やっぱり新しい基準で極力やるというような形にしたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、これはできないんですか。そこを教えてください。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） ご質問の条例第55条につきましては、「第9章雑則」の中で条例の適用除外とされる項目を規定している条文となっております。この適用除外の規定は、既に工事中のものについては、河川整備基準の新たな決定の変更が行われても、現実的に事業の途中での新規基準に対することは事業に大きな影響が出るため、工事途中の施設については変更がなかったものとみなしてよいとしているものでございます。

施設の安全性は確保できるかにつきましては、新たに決定または変更された基準は、その後の整備を行っていくための基準であるとの解釈から現時点での安全性は確保できると考えております。本来このように工事途中で基準が変わることは考えにくいものでありますので、自然災害等の基準が変われば、変わった段階から計画的かつ段階的に河川の整備を行っていくことになるもので、安全性を確保していくものと考えております。

ですから先に述べましたように、現実的には変更ができないということでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、工事というのは、いろんな段階があるんですね。入札が終わって着手しだしたところ、まだ基礎をやろうかなというところもあれば、ほぼでき上がっているときのやつもあるわけですね。その点ではそういう、もう工事さえかかっていたら、ちょっとでもかかっていたらとめられないというのでは、やっぱりちょっと難しいんじゃないかと。田原本はね、こういう河川の工事と違いますけど、例えば中央体育館、あれは設計の段階は前の基準ですよ。建設したときは、新しい基準に変わってしまってますね、建築基準が変わりまして、まあ言っ

たら前の基準でずっとやってきたと。やっと去年、おとしですか、耐震診断して補強しているということですので、言ってみれば新しくできた建物にかかわらず、それが今の耐震基準に合っていないという状態がずっときたわけですね。やっぱり心配ですね。その間、地震がなかったからよかったですけども、やっぱりこの間にいろんなところで地震があるときは心配するわけですよ。その点では、やっぱり基準が変わったときはですね、できるときは変更するという対応をすべきじゃないかなと思います。その点ですね、やっぱりちょっと条文なり入れておかれたらいいんじゃないかと思いますけど、そんな予定はないと思いますけどね。

私は常識的な判断としてね、今とめて1,000万円の追加をしてでも、新しくでき上がったものは本当に新しい基準に合った安心できるものをつくったほうが、やっぱりそれは少し金額がかかったとしても、税金を使ったとしても、住民の皆さんは納得していただけたと思いますので、そういう運用をしたらいいと思う。それで、ここにこう書いてあったら、反対に業者さんは「何を言っているんだ、そんなことできるか」と、「書いてあるじゃないか」と言ったら、町もそれは抗弁できないわけで。それをうまいこと逃れるような文章にしておかれたら、私はいいと思いますよ。そうすべきだと思いますけど。これの答えを求めても、部長も、町長も「すぐそうします」とはおっしゃらないと思いますけども。ですからこの質問は、ここに問題があるんじゃないかなということの問題提起しておきます。

続けて行きますよ。もう7分しかないな。

そしたら、あとこれが議第19号、田原本町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の中で計画が3万8,200人の計画を3万3,000人という、あと、1日最大の使用水量が1万9,900立方メートルから1万2,000立方メートルに引き下げると書いてますので、これはどういう意向で変えられるのかということをお教えください。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） まず給水人口5万人以下である水道事業体を経営する場合、またその事業内容を変更する場合は都道府県知事の認可が必要であるという、こういう大前提がございます。

今回、県のほうへ申請しておりますのは取水地点の変更に該当いたしますが、新

たに井戸を掘削してまいりたいと、こういうことで認可を認めてほしいということで、そういう申請でございます。以前、平成6年3月の変更認可では本年度実施いたしました28号井戸まで掘削できる枠をいただいております。その28号井戸につきましても本年度終了しておりますので、今後井戸を掘削することができないという現状がございます。今回新たに5カ所の井戸を掘削する枠がほしいと、いただきたいということで県のほうへ申請しておりますが、現在の申請中の変更認可申請では、給水人口につきましては最大3万3,000人、1日最大給水量につきましては最大で1万2,000立方メートルを予定しております。現在の条例の中では、先ほど議員おっしゃいました数字になっておりますが、相当の乖離が生じておりますので、変更認可申請と整合性を図る必要がございますので、今回条例改正のご提案を申し上げたと、こういうことでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 私はね、要するに人の予想も減らす、最大水量も減らすということをしたら、井戸がそんなにたくさん要らないんじゃないかと言われるんじゃないかと思って心配しているわけなんですけども。それはそれで、これからの予想を入れたということだと思います。

そこで気になるのがね、最大1万2,000立方メートルとなりましたら、1年間1万2,000立方メートルだったら438万立方メートルになりますよね。438万立方メートルといったらね、今田原本の使っている量が大体年間で380万立方メートルぐらいじゃないでしょうか、と思っておりますので。そうすると50万立方メートルぐらいしかゆとりがないと、こんなきちきちの計画でいいのかなと思っておりますが、それは大丈夫ですか。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） 大丈夫でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それはどういう根拠で大丈夫ですか。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） 現在の状況、また今後のいろんな人口推移等もございますので、今が大体人口的にも天と。ここから徐々に微減で下がってくるという

推測をしております。そういう関係から今ご提案申し上げております数字で大丈夫だという判断をいたしております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） これが3回目ですかね、私。

○議長（松本宗弘君） もう3回目。終わりです。

○9番（吉田容工君） 3回、終わりましたか。

○議長（松本宗弘君） はい。

○9番（吉田容工君） 終わってしまったんですか。ちょっとそしたら、つけ足してしゃべっておきます、もう時間もあれですけど。

あのね、人口だけじゃないと思うんですよ。要するに事業所も関係するんでしょう。例えばオークワさんが来ると。田原本の水は使わないでとされるのか、使ってくださいとされるのか、その姿勢の問題ですよ。大きな事業所が来たら水を使うわけですよ。そしたら人口だけでそんな予想をしていいのかと。今度、好日山荘さんはどこかへ行かれるらしいですけども。その点では減るところもあって、来るところもあるわけですけども。人口だけで本当にいいのかと、本当に大きな事業所が来たときに水がないじゃないかというようになったら大変なことになると思いますので、それはちょっと考えていただきたいと思いながら、最後に1つ、議第23号の天理市との問題ですけども。

議第23号、天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更についてです。

聞かせていただきたいのは、天理市が「天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を「天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に変えられたと、変えた中身は何ですかということを教えてほしいです。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 規約の変更につきましては、「天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が廃止され、「天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」が制定されたことに伴います条文整備でございます。

これにつきましては規約、第2条第1項第3号中の「粗大ごみ」を「焼却灰」に改めるものでございます。

以上でございます。（「違う、違う、そんなん聞いてないです、そんなん聞いてないですよ。天理市が新しくつくった天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の中身は何ですかと、どう変わったんですかと聞いたわけです」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 中身でございますけども、廃棄物の発生を抑制し再生利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全と資源が循環して利用されるまちづくりを目指すための本文を改正されたものでございます。

以上でございます。（「中身は変わっているの」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 中身は変わっているんですね。産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 中身は私も12月に、この間改正をいたしました地域自主性を高めるための改正の推進を図るための関連法令を受けまして、天理市も改正をされたわけでございます。それを受けまして、私ところも今回規約を改正したわけでございます。

以上でございます。

○9番（吉田容工君） あのね、もう時間が来たからあれですけども、中身がどんなものになったのかと聞いているのよ、私は。変わったから変えたというのでは困りますよ。どう中身が変わったかを聞いているわけですよ。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 先ほども言いましたように、天理市の条例改正は地域主権一括法案に基づく条文の整備でございますので、中身につきましては一緒でございます。（「中身は一緒」と吉田議員呼ぶ）

はい。（「はい、わかりました」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 吉田議員、さっきの北小学校の耐震指数のやつ。教育部長。

○教育部長（福井良昌君） 先ほどの北小学校並びに田原本中学校の耐震構造指数（I s）でございますが、一応南北については0.7以上でクリアしているということでございます。

○議長（松本宗弘君） ほかに質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午前11時26分 散会